

## 第 2 3 期 第 1 1 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和 8 年 5 月 2 0 日 (水) 午後 1 時 0 0 分

2 場 所 アートホテル青森 3 階「陸奥 I」

3 出席者

| 区 分   | 職 名               | 氏 名     |
|-------|-------------------|---------|
| 委 員   | 会 長               | 松 本 光 明 |
|       | 会長代理              | 南 谷 雅 人 |
|       | 委 員               | 富 田 由 廣 |
|       | 〃                 | 田 高 利 美 |
|       | 〃                 | 佐 京 忠 史 |
|       | 〃                 | 木 村 正 則 |
|       | 〃                 | 工 藤 德 康 |
|       | 〃                 | 中 居 裕   |
|       | 〃                 | 赤 松 靖   |
|       | 欠席委員              | 尾 崎 幸 弘 |
|       | 〃                 | 坂 岡 正 彦 |
|       | 〃                 | 宮 野 昭 一 |
| 〃     | 堤 静 子             |         |
| 県 側   | 水産振興課漁業管理グループ 副参事 | 山 口 正 洋 |
|       | 〃 主幹              | 高 橋 宏 和 |
|       | 八戸水産事務所 水産普及課長    | 相 坂 幸 二 |
|       | むつ水産事務所 副所長       | 田 中 淳 也 |
| 事 務 局 | 事務局長              | 野 月 浩   |
|       | 主幹専門員             | 長 谷 川 清 |
|       | 技師                | 傳 法 利 行 |

4 提出議案・審議結果

議案第 1 号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

## 5 議事の経過

### 松本会長

それでは、予定されている委員がお揃いでありますので、ただ今から、第23期第11回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案が、御案内した1件の議案が予定されていますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える9名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

### 委 員

(「異議なし」の声あり。)

### 松本会長

それでは、今回の議事録署名人といたしまして、木村委員、中居委員の両名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

### 野月事務局長

はい、会長。

### 松本会長

はい、局長。

### 野月事務局長

そうしましたら、説明させていただきます。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

こちらは、県知事からの諮問文でございます。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について(諮問)

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、貴委員会に諮問いたします。

以上となりますが、こちらは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので詳細については、この後県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上でございます。

**松本会長**

県から補足説明があればお願いします。

**水産振興課 山口副参事**

はい、会長。

**松本会長**

はい、山口副参事。

**水産振興課 山口副参事**

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料1をおめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

漁業種類、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき漁業者の数について御説明させていただきます。最初は、小型定置漁業でございます。

東共第12号共同漁業権の組合員行使権者ということで、百石町漁協の組合員1人となっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。ほや・うに潜水器漁業でございます。2段に分かれておりまして、上段が東共第5号共同漁業権の組合員行使権者ということで、八戸鮫浦漁協の組合員1人。下段の操業については、八戸海上保安部、八戸港湾空港整備事務所及び八戸港管理所の同意を得た者。それから東共第7号共同漁業権の組合員行使権者のいずれにも該当する者ということで、八戸みなと漁協の組合員1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしく願いいたします。

**松本会長**

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

## 委員

(「なし」の声あり。)

御質問、御意見、ありませんので、それでは、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

## 委員

(「異議なし」の声あり。)

## 松本会長

それでは、議案第1号は諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

他に質問がないようですので、それでは、議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第11回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 13時40分